

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。ただし、次に掲げる規定は同年四月一日から適用する。

一 第一条及び第三条の規定

二 第四条中銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第七号第五項第二号の改正規定

(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する告示の一部改正)

第二条 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する告示(平成二十五年金融庁告示第六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項及び第二項中「第十二条第一項」を「第十二条第二項」に改め、同条第四項及び第五項中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同条第七項中「第十二条第三項」を「第十二条第六項」に改め、同条第十二項中「第十二条第四項」を「第十二条第八項」に改める。

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する告示（平成二十五年金融庁告示第六号）（附則第二条関係）

改正案	現行
<p>附則 （資本調達手段に係る経過措置）</p> <p>第三条 第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧銀行告示」という。） 第二十八条又は第四十条に定める非累積的永久優先株（銀行が発行したものに限る。）であつて第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新銀行告示」という。） 第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式に該当しないもの（適用日前に発行されたもの）に限り、次条第一項に定めるものを除く。以下この項、第三項並びに附則第七条第二項及び第十二条第二項において「適格旧非累積的永久優先株」という。）の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧非累積的永久優先株に係る基準額（適用日における適格旧非累積的永久優先株の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新銀行告示</p>	<p>附則 （資本調達手段に係る経過措置）</p> <p>第三条 第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧銀行告示」という。） 第二十八条又は第四十条に定める非累積的永久優先株（銀行が発行したものに限る。）であつて第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新銀行告示」という。） 第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式に該当しないもの（適用日前に発行されたもの）に限り、次条第一項に定めるものを除く。以下この項、第三項並びに附則第七条第二項及び第十二条第一項において「適格旧非累積的永久優先株」という。）の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧非累積的永久優先株に係る基準額（適用日における適格旧非累積的永久優先株の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新銀行告示第</p>

第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

表(略)

2 旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて新銀行告示第二十八条第三項又は第四十条第三項の普通株式及び新銀行告示第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該当しないもの(適用日前に発行されたものに限り、前項又は次条第一項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第二項及び第十二条第二項において「適格旧資本調達手段」という。)の額(償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日(新銀行告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第一項において同じ。)から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額(適用日における適格旧資本調達手段の額(適格旧資本調達手段のうち旧銀行告示第二十九条第一項第四号若しくは第四十一条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧銀行告示第二十九条第一項第五号若しくは第四十一条第一項第五号に掲げる期限付優先株に該当するものの額が適用日における新銀行

第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

表(略)

2 旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて新銀行告示第二十八条第三項又は第四十条第三項の普通株式及び新銀行告示第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該当しないもの(適用日前に発行されたものに限り、前項又は次条第一項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第二項及び第十二条第一項において「適格旧資本調達手段」という。)の額(償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日(新銀行告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第一項において同じ。)から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額(適用日における適格旧資本調達手段の額(適格旧資本調達手段のうち旧銀行告示第二十九条第一項第四号若しくは第四十一条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧銀行告示第二十九条第一項第五号若しくは第四十一条第一項第五号に掲げる期限付優先株に該当するものの額が適用日における新銀行

告示第二十八条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新銀行告示第四十条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先株に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧銀行告示第二十九条第一項第三号から第五号まで又は第四十一条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧銀行告示第二十九条第一項第三号から第五号まで又は第四十一条第一項第三号から第五号まで又は第四十一条第一項第三号から第五号まで又は第四十一条第一項第三号から第五号までに掲げるものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

表（略）

3 （略）

4 第二条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧持株告示」という。）第十七条に

告示第二十八条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新銀行告示第四十条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先株に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧銀行告示第二十九条第一項第三号から第五号まで又は第四十一条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧銀行告示第二十九条第一項第三号から第五号まで又は第四十一条第一項第三号から第五号まで又は第四十一条第一項第三号から第五号までに掲げるものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

表（略）

3 （略）

4 第二条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧持株告示」という。）第十七条に

定める非累積的永久優先株（銀行持株会社又はその子会社である銀行が発行したものに限り。）であつて第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新持株告示」という。）第十七条第四項の強制転換条項付優先株式に該当しないもの（適用日前に発行されたものに限り、次条第二項に定めるものを除く。以下この項、第六項並びに附則第七条第四項及び第十二条第四項において「適格旧非累積的永久優先株」という。）の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧非累積的永久優先株に係る基準額（適用日における適格旧非累積的永久優先株の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

5 旧持株告示第十四条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて新持株告示第十七条第三項の普通株式及び同条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたものに限り、前項又は次条第二項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第四項及び第十二条第四項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出

定める非累積的永久優先株（銀行持株会社又はその子会社である銀行が発行したものに限り。）であつて第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新持株告示」という。）第十七条第四項の強制転換条項付優先株式に該当しないもの（適用日前に発行されたものに限り、次条第二項に定めるものを除く。以下この項、第六項並びに附則第七条第四項及び第十二条第二項において「適格旧非累積的永久優先株」という。）の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧非累積的永久優先株に係る基準額（適用日における適格旧非累積的永久優先株の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

5 旧持株告示第十四条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて新持株告示第十七条第三項の普通株式及び同条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたものに限り、前項又は次条第二項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第四項及び第十二条第二項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出

基準日（新持株告示第四条第一号に規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧持株告示第十八条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は同項第五号に掲げる期限付優先株に該当するものの額が適用日における新持株告示第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額から当該期限付劣後債務又は期限付優先株に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧持株告示第十八条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧持株告示第十八条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

基準日（新持株告示第四条第一号に規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧持株告示第十八条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は同項第五号に掲げる期限付優先株に該当するものの額が適用日における新持株告示第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額から当該期限付劣後債務又は期限付優先株に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧持株告示第十八条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧持株告示第十八条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 (略)

7 第三条の規定による改正前の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧信金告示」という。）第二条又は第十一条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて新信金告示第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信金告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたもの限り、次条第三項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第六項及び第十二条第六項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新信金告示第二十一条第一号イに規定する算出基準日という。第十項、次条第三項及び第五項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧信金告示第五条第一項第四号若しくは第十四条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧信金告示

6 (略)

7 第三条の規定による改正前の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧信金告示」という。）第二条又は第十一条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて新信金告示第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信金告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたもの限り、次条第三項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第六項及び第十二条第三項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新信金告示第二十一条第一号イに規定する算出基準日という。第十項、次条第三項及び第五項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧信金告示第五条第一項第四号若しくは第十四条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧信金告示

第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新信金告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から新信金告示第四条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新信金告示第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から新信金告示第十三条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧信金告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧信金告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するもの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

8
8～11（略）

12 第四条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に

第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新信金告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から新信金告示第四条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新信金告示第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から新信金告示第十三条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧信金告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧信金告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するもの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

8
8～11（略）

12 第四条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に

照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧信組告示」という。）第二条又は第十一条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新信組告示」という。）第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信組告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたもの）に限り、次条第六項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第九項及び第十二条第八項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新信組告示第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日という。次条第六項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧信組告示第五条第一項第四号若しくは第十四条第一項第

照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧信組告示」という。）第二条又は第十一条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新信組告示」という。）第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信組告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたもの）に限り、次条第六項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第九項及び第十二条第四項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新信組告示第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日という。次条第六項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧信組告示第五条第一項第四号若しくは第十四条第一項第

四号に掲げる期限付劣後債務又は旧信組告示第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新信組告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から新信組告示第四条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新信組告示第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から新信組告示第十三条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧信組告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧信組告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものから当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

13
(略)

四号に掲げる期限付劣後債務又は旧信組告示第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新信組告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から新信組告示第四条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新信組告示第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から新信組告示第十三条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧信組告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧信組告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものから当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

13
(略)